第8章 安全安心な環境づくりに関する施策

第8章 第1節 安全安心な環境づくりのあり方

(1) 安全安心な環境づくりの目標(将来の環境像)

健康・快適で安心して住める地域づくり

- 豊かな自然・景観が保たれ、誰もが長く住み続けたいと思う快適で潤いのあるまちがつくられています。
- さわやかな空ときれいな水があり、健康で安全安心な生活環境が守られています。
- 木曽川上流域に生活し、活動する者として水環境の保全に責任を持ち、きれいな川の水が守られています。
- 市民が地域の美化活動に積極的に参加し、ごみのない清潔なまちで生活しています。



(2) 基本方針

① 健康で安全な環境づくり

私たちの健康で安全な生活を支える重要な要素である良好な大気環境や水環境を大切に保全していくとともに、快適な生活環境を維持するため、騒音、振動、悪臭等の都市型公害に対しても、市民ニーズを踏まえ適切に対応していく必要があります。

また、土壌汚染や地下水への影響は、将来の 世代へも悪影響を及ぼすおそれがあり、その対 策が課題となっています。

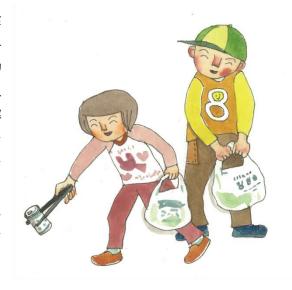
このため、環境の状況を把握するための監視 活動や公害等の発生源に対する指導、その他環 境への負荷を低減するための施策を推進し、健 康で安全な生活環境の保全に努めます。



② 快適で安心な環境づくり

私たちは、より快適で安心して生活できる環境を願っています。しかし、中には心ないごみのポイ捨てや犬のふんの不始末、悪質な廃棄物の不法投棄、住民や環境を顧みない生活環境上のトラブルが多く発生しています。これらの解決にはまず市民一人ひとりがマナーやルールを守ることが基本であり、そうした意識や取組を市内全体に拡げていくことが大切です。

住むまちに誇りと愛着を持ち、誰もが快適に 安心して暮らせるまちの実現につながる取組を 市民、事業者、行政が協働して進めます。



第8章 第2節 安全安心な環境づくりの施策体系

基本方針(1) 健康で安全な環境づくり













①大気環境の保全

- 大気環境の常時監視測定
- ・特定施設に対する監視
- ・特定施設に対する測定結果の報告要請
- ・大気汚染に関する情報発信

②水環境の保全

- 河川の水質調査
- ・特定施設に対する監視
- ・特定施設に対する測定結果の報告要請
- 河川等公共用水域の水質改善
- 下水道接続、合併浄化槽設置の促進
- 農薬の適正使用の推進
- ③騒音・振動及び悪臭対策の 推進
- ・騒音及び振動の特定工場・特定建設作業に対する監視
- ・騒音及び振動の特定施設に対する測定結果の報告要請
- ・道路に面する地域の騒音観測
- ・悪臭事業場に対する指導
- ・畜産農家等に対する指導
- ④地下水と土壌環境の保全
- ・地下水の水質監視
- 専用水道の設置事業場に対する監視
- ・地下水の過剰採取の防止
- ・不適正な埋立て等の防止
- ⑤率先した公害防止対策の推進
- 公害防止協定等の締結推進
- 事業用太陽光発電等による乱開発防止

基本方針(2) 快適で安心な環境づくり





①不法投棄の防止

- ・不法投棄監視パトロールの実施及び不法投棄行為者の取締り
- ・不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化
- ②まちの美化とマナーの向上
- ・ポイ捨て防止の啓発
- ・市内一斉清掃やボランティア清掃の推進
- 放置自転車対策の推進
- 野外焼却行為者への指導強化
- ③景観に配慮したまちづくり
- 都市緑化、公園緑化の推進
- 良好な景観形成の推進

第8章 第3節 施策内容



(1) 健康で安全な環境づくり

① 大気環境の保全

本市では、市役所に設置されている中津川測定局(設置者:岐阜県、管理者:中津川市)にて、 二酸化硫黄、窒素酸化物、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微 小粒子状物質(PM2.5)、風向、風速について常時監視測定を実施しています。

大気汚染は、工場、事業所からのばい煙や粉じん、自動車の排気ガスなどが要因となり引き起こされるため、ばい煙を発生させる施設を有する工場や事業所に対し、保守点検の実施と適正な運転管理の要請や自動車の排気ガス排出量を抑制するため、アイドリングストップなどのエコドライブに関する啓発を行うなど、有害物質の発生を防ぐ取組を進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
大気環境の常時監視 測定	中津川測定局を維持管理し、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)、風向、風速の常時測定を行い、本市の大気環境の状況を的確に把握します。	環境政策課
特定施設に対する監視	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、岐阜県の行う立入検査に同行し、施設の維持管理状況を確認するとともに、排出基準の遵守状況について監視を行います。	環境政策課
特定施設に対する 測定結果の報告要請	大気汚染防止法に定めるばい煙を発生させる特定施設に対し、ばい煙の測定結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設に対しては県と連携して改善を要請します。	環境政策課
大気汚染に関する情報発信	大気汚染の状況を中津川市公式ホームページなどで常時公表するとともに、大気汚染注意報等が発令された場合には、迅速かつ的確な情報を周知する体制を維持します。 また、毎年 12 月の大気汚染防止推進月間には、きれいな空を守ることの大切さを呼びかける運動を展開し、大気環境への意識を高めます。	環境政策課

② 水環境の保全

本市では、17 の河川において水質調査を実施するとともに、県が実施する6河川の水質調査の結果と合わせて、市内河川の水質汚濁状況を把握し、監視を行っています。

河川の水質汚濁の原因としては、工場、事業所等からの産業系排水、市民の日常生活による生活系排水、農地・山林等からの有機物等に分類されます。このうち、産業系排水については、排水を行う工場や事業所に対し、排出基準の遵守や適切な管理の要請の取組を進めるほか、生活排水の下水道への接続促進や農薬、化学肥料等の使用をできる限り減らし、水質汚濁の未然防止と環境への負荷の低減を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
河川の水質調査	主要河川において定期的な水質調査を実施し、河川の水質状 況を的確に把握します。 環	
特定施設に対する監視	水質汚染防止法に定める特定施設に対し、岐阜県の行う立入 検査に同行し、施設の維持管理状況を確認するとともに、排出 基準の遵守状況について監視を行います。	環境政策課
特定施設に対する測定結果の報告要請	水質汚濁防止法に定める特定施設に対し、排水の水質測定の 結果の報告を求め、規制基準を超えた特定施設に対しては県 と連携して改善を要請します。	環境政策課
河川等公共用水域の 水質改善	水質汚濁の情報があった場合には地域や岐阜県、関係機関と 連携し、水質汚濁の原因調査にあたり、流域の水質改善を図り ます。	環境政策課
下水道接続、合併浄化 槽設置の促進	日常生活に伴い流される生活排水による公共用水域の汚濁負荷が低減するように、各家庭での下水道への接続や下水道区域外では合併浄化槽の設置を促進します。	下水道課
農薬の適正使用の推進	公共施設等の管理において農薬の使用の低減に努めるととも に、市民・農家等に対して農薬の使用回数や量の低減のほか、 飛散防止など安全かつ適正な使用を啓発します。	農業振興課 環境政策課 施設担当課

〇昭和 40 年代後半~昭和 50 年代の中津川の水質汚染問題

~昭和48年(1973年)4月新聞記事から抜粋~

「木曽川汚染の元凶?中津川市内 よごれひどい3河川」

中津川市はさる1月、市内を流れる3河川の7地点で水質検査をし、その分析結果を発表した。それ

によると中津川と木曽川合流点で BOD(生物化学的酸素要求量)が 45.9PPM という高い数値が検出され、その他の地点でも基準以下はわずか1ヶ所だけで、汚染のひどさが立証された。

中津川市は木曽川汚染の上流の元凶、愛知用水の源として"公害防止"が強く訴えられているだけに県環境局水質規制課では現地調査をして、類系河川としての規制、指導の強化を図ることにしている。(略)



中津川の水質調査

~昭和50年(1975)4月新聞記事から抜粋~

「河川の汚染進む 山紫水明というが 中津川」

山紫水明をキャッチフレーズにしている中津川市内の河川の汚染が進み、このままでは県が六月頃に予定している環境基準指定に2河川が不合格になる。工場排水もさることながら生活汚水、ごみなどの不法投棄が川を汚染しており、市では①水質検査の強化、②重金属類検査の充実、③新たに水量測定の実施などをして監視を強化する。(中略)中津川は沿岸に工場が数多くあり、工場排水による汚染はもともと問題になっていたが、淀川は市の中心部を通っている小河川だけに汚染の原因の大半は生活汚水。それが中津川よりさらにひどいという結果が出たのは注目される。(略)

汚染が改善された現在の中津川・淀川

中津川沿岸には今も多くの工場等がありますが、公共下水道事業の推進や主要工場との公害防止協定締結などの取組により、水質汚濁度を測るBODの環境基準(類型指定 C)を達成するなど大き

な改善が図られています。(平成 26 年度(2014 年度)に 実施したBOD年平均値 2.2mg/L(ppm)/ 昭和 49 年度(1974 年度)平均値 14.3ppm)

また、中津川の支流にあたる淀川の汚濁発生源は、 生活排水・飲食店排水などが主ですが、こちらも平成元 年(1989 年)から公共下水道供用開始とともに改善され てきました。(平成26年度(2014年度)に実施したBOD 年平均値 1.75mg/L(ppm) / 昭和49年度(1974年 度)平均値 19.3ppm)



現在の中津川

③ 騒音・振動及び悪臭対策の推進

騒音・振動公害は、日常生活に関係が深いものであり、その発生源は主に工場・事業場の事業 活動や建設作業、自動車などの交通に伴って発生し、周辺地域に影響を及ぼすことが懸念されて います。

また、悪臭公害は、人の感覚に直接知覚されることから個人差が著しいものであり、その発生源は工場・事業場や畜産業のほか一般家庭まで多種多様であり、慣れたにおいでも悪臭と感じたり、よいにおいでも濃度によっては不快に感じることがあり、規制については難しい面もあります。

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づき適切な指導を行い、健康で安心して暮らせる生 活環境保全を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
騒音及び振動の特定工場・特定建設作業に対する監視	騒音規制法及び振動規制法に定める特定工場や特定建設作業に対して立入検査を実施し、特定施設及び特定建設作業の管理状況や防音対策の状況について監視と指導を行います。	環境政策課
騒音及び振動の特定施 設に対する測定結果の 報告要請	騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設を有する特定工場に対し、騒音や振動の測定結果の報告を求め、法令等の規制基準を超えた特定工場対しては指導を行います。	環境政策課
道路に面する地域の 騒音観測	市域の幹線道路において、毎年自動車騒音測定を実施し、環境基準の達成度を把握します。 また、中央自動車道沿線地域で騒音測定を実施し、基準値を 上回る地点では、防音壁の設置要望を行います。	環境政策課
悪臭事業場に対する 指導	悪臭防止法に基づき、悪臭が発生する工場・事業所に対して、 適時立入検査を実施し、臭気対策の状況について指導を行い ます。	環境政策課
畜産農家等に対する 指導	畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、適正な 維持管理及び環境保全対策について指導を行います。	農業振興課

④ 地下水と土壌環境の保全

地下水に関しては、水質汚染や過剰揚水による地盤沈下、湧水の枯渇など環境保全上問題が生じる場合があり、健全な水循環の確保から地下水の質と量の面で対策を推進します。

また、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について規制を行い、生活環境の保全を図ります。

個別施策の名称	概要	担当課
地下水の水質監視	毎年、岐阜県が実施する地下水の監視測定等に協力し、地下 水に関する水質監視に努めます。	
専用水道の設置事業場に対する監視	市内のゴルフ場や事業場など、専用水道設置事業場から報告 された水質検査を確認し、必要に応じて立入検査などにより指 導を行います。	環境政策課
地下水の過剰採取の防止	一定以上の地下水の採取には届出を求め、過剰な汲み上げに よる地盤沈下や地下水の枯渇の防止を図ります。	環境政策課
不適正な埋立て等の防止	「中津川市埋立て等の規制に関する条例」に基づき、有害廃棄物などが混入し環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止し、生活環境の保全と安全を確保します。	環境政策課

⑤ 率先した公害防止対策の推進

事業活動に伴って生じる環境負荷の低減が地域の環境保全に重要な役割を果たすことから、 健全で豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる地域の実現に向け、事業者自ら が地域や行政の相互の信頼関係のもとで率先した環境保全活動を行い、住民の健康保護や生活 環境の保全を図る地域づくりを進めます。

また、森林や里山等における大規模な太陽光発電設備の工事については、災害の防止や自然環境の保全の観点から、事業者に対して条例に基づく適切な指導を行います。

個別施策の名称	概要	担当課
公害防止協定等の 締結推進	事業活動に伴う周辺住民の生活環境を守るために、各事業所が 市または地域と個別に環境保全に必要な事項を協定として締結 し、両者が協力し合うことにより、よりよい環境づくりを目指しま す。	環境政策課
事業用太陽光発電等による乱開発防止	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和 に関する条例に基づき、事業用太陽光発電の開発事業者に対 して、地域への説明会の実施や書面による協定の締結などを義 務付けることで、周辺地域における災害の防止並びに自然環境 の保全への配慮を促します。	環境政策課

施策が貢献する SDGs

(2) 快適で安心な環境づくり



① 不法投棄の防止

一部の心ない人による不法投棄は依然あとを絶たず、本市の豊かな自然や住みよい環境、そして美しい景観が損なわれています。自然・生活環境や美しい景観を守るため、市民、事業者、行政が一体となり、意識の啓発とともに不法投棄監視パトロールの強化など不法投棄の防止に向けた取組を推進します。

個別施策の名称	概要	担当課
不法投棄監視パトロー ルの実施及び不法投 棄行為者の取締り	法投 「	
不法投棄防止に向けた啓発と予防の強化	不法投棄の防止に関する情報を多様な方法により周知を図り、 地域への不法投棄の監視や美化活動を進め、不法投棄撲滅に 努めます。また、土地所有者や地域、警察等と協力して予防対策 の強化を図ります。	環境政策課

② まちの美化とマナーの向上

住み心地のよいまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが身近な生活環境に目を配り、 地域活動への参画など地域とのつながりを強くすることが必要です。

また、美しい生活環境を保全するため、地域に根ざした美化活動の積極的な推進と環境に配慮した生活マナー等の定着を啓発します。

個別施策の名称	概要	担当課
ポイ捨て防止の啓発	快適な生活環境を確保するため、ごみをみだりに捨てる行為及び道路、公園などの公共の場所や他人の場所を汚すペットのふん害の防止を啓発します。	
市内一斉清掃やボランティア清掃の推進	年2回(6月、9月)の市内一斉清掃や地域、事業者、団体等が行うボランティア清掃活動を促進し、まちの美化活動を推進します。	環境政策課
放置自転車対策の 推進	放置自転車は、歩行者の安全やまちの美化を損ねるだけでな く、盗難事件の発生にもつながることから、放置自転車の撤去や 啓発活動等を実施し、放置台数の減少を図ります。	
野外焼却行為者への 指導強化	野外焼却に関する市民からの通報に対応し、行為者への適切な 指導を行うとともに、特例による野外焼却についても焼却マナー やなるべく焼却しない方法での処分を啓発します。	環境政策課

③ 景観に配慮したまちづくり

子どもからお年寄りまでが安心して憩うことのできる都市空間を創出するため、道路、公園、 公共施設等の緑化を推進し、心安らぐ生活環境づくりを目指します。

また本市の景観特性を守り育て、将来にわたって良好な景観を形成するため、景観計画区域や景観計画重点区域を指定し、市民、事業者、行政の協働のもとに景観に配慮したまちづくりを進めます。

個別施策の名称	概要	担当課
都市緑化、公園緑化の 推進	緑化による都市の景観形成に努めるとともに、公園緑地の適正な維持管理を行います。	管理課
良好な景観形成の 推進	市域全体を「景観計画区域」とし、良好な景観形成に取り組みます。中山道に面する区域を「中山道沿道景観区域」、なかでも宿場町等の区域を「景観計画重点区域」とし、地域と一体となり、地域の景観を守り育む取組を進めます。	都市建築課

○地域特有の景観を守り育む「景観形成住民協定(馬籠地域・本町地域)」

地域住民の皆さんが、その地域独自の景観まちづくりのルールを定め、地域の景観を自分た ちで守っていくことを定めた住民協定です。

本市では、現在、「馬籠地域」と「本町地域」において景観形成住民協定が締結され、建物の 色彩や形態、広告物の取り決め、美化活動や緑化活動など、その地域独自の景観まちづくりが 実践されています。



「馬籠地域 心につながるふるさと景観形成住民協定」

平成 14 年 (2002 年) 4月1日締結 平成 19 年 (2007 年) 10月1日認定

- 目 的 住民主体の取組の精神に則って、生活環境の反映としての地区景観を維持、再生、創造する
- 内 容 建築物 (形態/階層/色彩等)、広告物 (面積/素材等)、自動販売機 (素材等)に関する規制、緑化・環境整備の推進等



「本町中山道地区歴史的まちなみを大切にし、

住みよく訪れたくなるまちづくり景観形成住民協定」

平成 22 年 (2010年) 10 月 1 日認定

- 目 的 住民主体の取組により生活文化・住環境・地域の景観を 後世に引き継ぐ
- 内 容 建築物・工作物(形態等)、広告物、自動販売機に関する規制、共用空間の利用、美化・環境保全・緑化の推 進等

第8章 第4節 指標

基本方針	指標	基準値 (平成 26 年度)	現況値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
	一般大気環境基準達成率 (二酸化硫黄・二酸化窒素) 現状の清んだ大気環境水準を維持 します。	100.0%	100.0%	100.0%
健康で安全な環境づくり	河川環境基準(BOD)達成率 現状のきれいな河川環境水準を維 持します。	100.0% (9 地点/9 地点)	100.0% (9 地点/9 地点)	100.0% (9 地点/9 地点)
	騒音環境基準達成率(一般環境) 現状の望ましい騒音環境水準を維持します。	100.0% (3 地点/3 地点)	100.0% (3 地点/3 地点)	100.0% (3 地点/3 地点)
	不法投棄件数 不法投棄の全くないまちを目指します。	58 件	55 件	0 件
快適で安心な環	下水道整備面積 残り約 600ha の下水道整備を計画 的に進めます。	3,448ha	3,492.5ha	4,047ha
境づくり	水洗化率(公共・特環・農集) 水洗化率を約5%向上させます。	85.3%	86.00%	90.2%
	公害防止協定締結事業所数 事業者の率先した環境保全活動を 促進します。	25 事業所	25 事業所	28 事業所

第8章 第5節 重点プロジェクト

重点プロジェクト① 清らかな水環境の保全

本市は豊かな森と清流に恵まれた木曽川上流域の都市として水質浄化への取組が下流域から期待され、また、良好な水環境を将来に残していくことは、この土地に生活し活動する私たちの責務です。さらなる水環境保全の意識向上に努めるともに、下水道整備や浄化槽の普及促進、生活や事業活動に伴う排水の監視、河川での水質測定などを継続的に行い、清流の保全を図ります。

個別事業① 下水道整備事業の推進				
公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道・特定環境保全公共下水道 集落排水による集合処理と合併処理浄化槽区域による個別処理で水洗化 上を図ります。 特に、現在整備を進めている公共下水道坂本処理区では、整備エリアの打 処理場の増設を行います。 また、下水道区域内であっても地域の実情や経済性を考慮し、合併処理消 と合わせた水洗化率向上を目指します。				
期待される効果	・公共用水域の水質改善・水洗化率の向上			
所管課	下水道課			
個別事業② 河川	個別事業② 河川の水質浄化活動の推進			
水質汚濁が著しい場合、地域や事業者、岐阜県などと連携した活動として、生 排水対策の普及啓発や水質浄化に向けた取組を行い、河川水質の改善を図り す。				
期待される効果	期待される効果 ・水質改善に対する市民意識の向上 ・公共用水域の水質改善			
所管課	環境政策課			
個別事業③ 公言	客防止に向けた工場排水等の監視			
事業内容 公害関係法令や公害防止協定などに基づき、工場、事業場などへの定期的な工 入検査を実施し、公害防止協定や環境保全条例に基づく水質測定結果の報告 要請と監視・指導を行い、事業活動から排出される水質の浄化に努めます。				
期待される効果	・工場・事業場における公害の未然防止 ・公共用水域の水質改善			
所管課	環境政策課			

重点プロジェクト② 不法投棄対策の強化

あとをたたない不法投棄防止に向けた対策を強化し、安全できれいな自然環境と住みよい生 活環境を確保します。

市民アンケート調査の結果から伺えるように、安全安心な環境づくりに関して、「廃棄物の不法投棄に対する対策」への必要性が強く求められています。市民一人ひとりのモラルの向上を図り、山にも川にも、まちにもごみのないきれいな環境を実現するために、不法投棄対策の強化を図ります。

個別事業① 不活	去投棄監視パトロールの実施及び取締りの強化	
事業内容 地域の住みよい環境づくり推進員や岐阜県と連携し、不法投棄の多い場所 心に監視やパトロールを実施し、未然防止策を強化します。 また、警察と常に連携し、不法投棄行為者の取締りを強化します。		
期待される効果	・不法投棄の減少・不法投棄防止に関する市民意識の醸成	
所管課	環境政策課	
個別事業② 不法投棄防止及び環境マナーの啓発		
不法投棄防止及び安全安心な地域づくりに向けたマナーやモラル向上の啓スター等を作成し、意識醸成を図ります。 また、住みよい環境づくり推進員と連携し、地域への不法投棄の監視や美化を進め、不法投棄撲滅に努めます。		
### ・不法投棄の撲滅 ・地域環境の美化 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 不法投棄防止に関する市民意識の向上		
所管課	環境政策課	

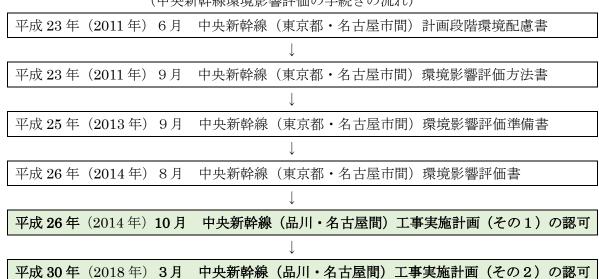
第8章 第6節 リニア中央新幹線関連施策

◆環境影響評価書に基づく保全対策

環境影響評価とは、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすか について事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意 見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制 度で、対象事業やその手続きは、「環境影響評価法」で定められています。

リニア中央新幹線事業については、事業者である東海旅客鉄道株式会社において、以下の手続きで 進められました。

(中央新幹線環境影響評価の手続きの流れ)



国土交通大臣は、東海旅客鉄道株式会社が平成26年(2014年)8月26日に認可申請した中央新 幹線の工事実施計画(その1)について、平成 26 年(2014 年)10 月 17 日付けで認可を行いまし た。その後、土木工事を着工し、電力設備や信号通信設備等の電気設備を中心とする工事実施計画(そ の2) についても東海旅客鉄道株式会社が平成29年(2017年)9月25日に認可申請を行い、国土 交通大臣が平成30年(2016年)3月2日付で認可を行いました。引き続き、令和9年(2027年) の開業に向けて、市内では路線の工事のほか、岐阜県駅及び車両基地、その他関連施設の工事が本格 化していきます。

これまでの環境影響評価手続きの中で、環境保全の見地から意見を提出し、事業者である東海旅客 鉄道株式会社から環境保全措置等についての説明がなされてきました。事業主体である東海旅客鉄 道株式会社には、住民の不安を取り除くように理解を得ながら安全に事業を進められることを市と して強く求めてまいります。

また、リニア中央新幹線に関連する工事等に起因する環境対策については、関係機関や地域などと 連携し、法令に基づく監視や規制を行うとともに、市民の安全安心が損なわれる場合には工事関係者 等に状況に応じた適切な指導を行っていきます。

環境影響評価書に示された環境保全措置の実施の確認

中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【岐阜県】第8章では、対象事業に係る環境影響評価の項目として、大気質、騒音、振動、微気圧波、低周波音、水質、水底の底質、地下水、水資源、地形及び地質、地盤沈下、土壌汚染、日照阻害、電波障害、文化財、磁界、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガスを選定し、これらの項目について、各項目の調査、予測及び評価の結果を示しています。

また、第 11 章では、「これらの結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされる事業であると総合的に評価する。」とし、「山梨リニア実験線での成果も含め、工事期間中に新たな環境保全技術などの知見が得られた場合には、できる限り取り入れるよう努める。」と示されています。

事後調査報告書は、平成27年度以降、毎年度取りまとめられ、公表されています。本市として、中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書で示されている項目ごとの環境保全措置の実施についての確認と確実な実施を求めていきます。

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【岐阜県】第8章 環境影響評価の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に示される環境保全措置(抜粋)

環境望	要素の区分	環境要因の区分	環境保全措置
	二酸化窒素 及び浮遊粒 子状物質	建設機械の稼働	① 排出ガス対策型建設機械の稼動 ② 工事規模に合わせた建設機械の設定 ③ 建設機械の使用時における配慮 ④ 建設機械の点検・整備による性能維持 ⑤ 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ⑥ 揮発性有機化合物(以下、「VOC」という。)の排出抑制 ⑦ 工事の平準化 ⑧ 工事従事者への講習・指導
		資材及び機材の運 搬に用いる車両の運 行	 ① 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ② 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③ 環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④ 工事の平準化 ⑤ 工事従事者への講習・指導
		鉄道施設(車両基地) の供用	① 省エネ型ボイラーの導入 ② 排出ガス処理施設の点検・整備による性能維持
	粉じん等	建設機械の稼働	① 工事規模に合わせた建設機械の設定② 工事現場の清掃及び散水③ 仮囲いの設置④ 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする⑤ 工事の平準化⑥ 工事従事者への講習・指導
大気質		資材及び機械の運 搬に用いる車両の運 行	① 荷台への防塵シートの敷設及び散水 ② 資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口や周辺 道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄 ③ 工事の平準化 ④ 工事従事者への講習・指導
	騒音	建設機械の稼働	① 低騒音型建設機械の採用② 仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策③ 工事規模に合わせた建設機械の設定④ 建設機械の使用時における配慮⑤ 建設機械の点検・整備による性能維持⑥ 工事の平準化⑦ 工事従事者への講習・指導
		資材及び機材の運 搬に用いる車両の運 行	① 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持② 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮③ 環境負荷低減を意識した運転の徹底④ 工事の平準化⑤ 工事従事者への講習・指導
		鉄道施設(換気施設) の供用	① 環境対策型換気施設の採用② 消音設備及び多孔板の設置③ 換気ダクトの曲がり部の設置④ 換気施設の点検・整備による性能維持
		列車の走行(地下を 走行する場合を除 く)	① 防音壁、防音防災フードの設置② 防音防災フードの目地の維持管理の徹底③ 桁間の目地の維持管理の徹底④ 防音壁の改良⑤ 個別家屋対策⑥ 沿線の土地利用対策

環境	要素の区分	D区分 環境要因の区分 環境保全措置	
	振動	建設機械の稼働	① 低振動型建設機械の採用② 工事規模に合わせた建設機械の設定③ 建設機械の使用時における配慮④ 建設機械の点検・整備による性能維持⑤ 工事の平準化⑥ 工事従事者への講習・指導
大気質		資材及び機材の運 搬に用いる車両の運 行	① 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持② 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮③ 環境負荷低減を意識した運転の徹底④ 工事の平準化⑤ 工事従事者への講習・指導
		鉄道施設(換気施設) の供用	① 環境対策型換気施設の採用② 防振装置の設置③ 換気施設の点検・整備による性能維持
		列車の走行(地下を 走行する場合を除 く)	① 桁支承部の維持管理の徹底 ② ガイドウェイの維持管理の徹底
		列車の走行(地下を 走行する場合に限 る)	① ガイドウェイの維持管理の徹底
		列車の走行(トンネル及び防音防災フードの出入口)	① 緩衝工の設置② 緩衝工の維持管理
	微気圧波	列車の走行 (非常口(山岳部))	① 多孔板の設置② 多孔板の維持管理③ 緩衝工の設置④ 緩衝工の維持管理
	低周波音	鉄道施設(換気施設) の供用	① 環境対策型換気設備の採用 ② 消音設備・多孔板の設置 ③ 換気施設の点検・整備による性能維持
	水の濁り	切土工等又は既存 の工作物の除去	① 工事排水の適切な処理② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする③ 仮締切工の実施④ 水路等の切回しの実施⑤ 工事排水の監視⑥ 処理設備の点検・整備による性能維持
		トンネルの工事	① 工事排水の適切な処理② 工事排水の監視③ 処理設備の点検・整備による性能維持④ 放流時の放流箇所及び水温の調整
水質		工事施工ヤードの設置	① 工事排水の適切な処理 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 工事排水の監視 ④ 処理設備の点検・整備による性能維持
	水の汚れ	切土工等又は既存 の工作物の除去	① 工事排水の適切な処理② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする③ 仮締切工の実施④ 水路等の切回しの実施⑤ 工事排水の監視⑥ 処理設備の点検・整備による性能維持
		トンネルの工事	① 工事排水の適切な処理② 工事排水の監視③ 処理設備の点検・整備による性能維持④ 放流時の放流箇所及び水温の調整

環境要素の区分		影響要因の区分	環境保全措置	
水質	水の汚れ	鉄道施設 (駅、車両基地)の供用	① ② ③ ④	下水道への排水 鉄道施設からの排水の適切な処理 処理設備の点検・整備による性能維持 使用水量の節約(節水)
水底の底	質	切土工等又は既存の 工作物の除去	1	河川内工事における工事排水の適切な処理
地下水の水質・水位		トンネルの工事及び 鉄道施設(トンネル)の 存在	① ②	薬液注入工法における指針の順守 適切な構造及び工法の採用
		鉄道施設(車両基地) の供用	① ②	適切な揚水位置や揚水量の計画 上水道からの取水
水資源		トンネルの工事及び 鉄道施設(トンネル)の 存在	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ 8 ⑨	工事排水の適切な処理 工事排水の監視 処理設備の点検・整備による性能維持 放流時の放流箇所及び水温の調整 適切な構造及び工法の採用 薬液注入工法における指針の順守 地下水等の監視 応急措置の体制整備 代替水源の確保
		鉄道施設(車両基地) の供用	① ② ③ ④ ⑤	鉄道施設からの排水の適切な処理 処理設備の点検・整備による性能維持 下水道への排水 排水量の抑制 適切な揚水位置や揚水量の計画 上水道からの取水
		工事施工ヤードの設 置	1	地形の改変をできる限り小さくした工事施工ヤードの配置計画
重要な地形及び地質		鉄道施設(トンネル、 地表式又は掘割、嵩 上式、駅、車両基地、 換気施設、変電施設) の存在	1	地形の改変をできる限り小さくした鉄道施設の配置計画
		トンネルの工事	1	適切な構造及び工法の採用
		適切な揚水位置や揚水量の計画 上水道からの取水		
土壤汚染		切土工等又は既存の 工作物の除去	① ② ③ ④ ⑤	有害物質の有無の確認と汚染土壌の適切な処理 薬液注入工法における指針の順守 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する 情報提供の徹底 仮置場における掘削土砂の適切な管理 工事排水の適切な処理
		トンネルの工事	① ② ③ ④ ⑤	発生土に含まれる重金属等の定期的な調査 仮置場における発生土の適切な管理 工事排水の適切な処理 薬液注入工法における指針の順守 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する 情報提供の徹底
鉄道施設(嵩上式、 日照阻害① 鉄道施設(嵩上式、地上駅)の構造 駅、車両基地、換気施工夫		鉄道施設(嵩上式、地上駅)の構造物の形式・配置等の		

環境要素の区分	影響要因の区分	環境保全措置		
電波障害	鉄道施設(嵩上式、 駅、車両基地、換気施 設、変電施設)の存在	 ① 鉄道施設(車両基地、換気施設、変電施設)の配置等の工夫 ② 鉄道施設(嵩上式、地上駅)の構造物の形式・配置等の工夫 ③ 共同受信施設の設置 ④ 個別受信施設の設置 ⑤ 受信施設の移設又は改良 ⑥ 有線テレビジョン放送の活用 ⑦ 指針等に基づく改善策の実施 		
文化財	鉄道施設(トンネル、地 表式又は掘割式、嵩 上式、駅、車両基地、 換気施設、変電施設) の存在	① 改変区域をできる限り小さくする② 適切な構造及び工法の採用③ 試掘・確認調査及び発掘調査の実施④ 遺跡の発見に関する届出及び関係機関との協議、対処		
磁界	列車の走行	実施しない		
動物	工事の実施、鉄道施設の存在	① 重要な種の生息地の全体又は一部を回避 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 工事従事者への講習・指導 ④ 資材運搬等の適正化 ⑤ 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等の実施 ⑥ 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 ⑦ 放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑧ 照明の漏れ出しの抑制 ⑨ 防音シート、防音扉、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ⑪ コンディショニングの実施 ⑪ 重要な種の移植 ⑫ 代替巣等の設置		
植物	工事の実施、鉄道施設の存在	① 重要な種の生育環境の全体又は一部を回避 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 外来種の拡大抑制 ④ 工事従事者への講習・指導 ⑤ 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 ⑥ 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 ⑦ 放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑧ 重要な種の移植・播種 ⑨ 重要な種の生育環境の創出		
生態系	工事の実施、鉄道施設の存在	① 注目種等の生息・生育地の全体又は一部を回避 ② 工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③ 外来種の拡大抑制 ④ 工事従事者への講習・指導 ⑤ 資材運搬等の適正化 ⑥ 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施 ⑦ 汚濁処理施設及び仮設沈砂池の設置 ⑧ 放流時の放流箇所及び水温の調整 ⑨ 照明の漏れ出しの抑制 ⑩ 防音シート、防音扉、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ① コンディショニングの実施 ② 重要な種の移植、播種 ③ 重要な種の移植、播種 ③ 重要な種の生育環境の創出 ④ 代替巣等の設置		

環境要素の区分		影響要因の区分	環境保全措置		
景観		鉄道施設(地表式又は 堀割式、嵩上式、駅、 車両基地、換気施設) の存在	① 改変区域をできる限り小さくする ② 構造物の形状の配慮		
人と自然との触れ合い の活動の場		鉄道施設(地表式又は 堀割式、嵩上式、駅、 車両基地)の存在	① 鉄道施設の設置位置、構造への配慮 ② 鉄道施設の形状等の工夫による周辺景観への調和 配慮		
	建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の 工作物の除去	① 建設発生土の再利用② 建設汚泥の脱水処理③ 副産物の分別・再資源化④ 発生土を有効利用する事業者への情報提供		
廃棄物等		トンネルの工事	① 建設発生土の再利用② 建設汚泥の脱水処理③ 副産物の分別・再資源化④ 発生土を有効利用する事業者への情報提供		
	廃棄物等	鉄道施設(駅、車両基 地)の供用	 原棄物の分別・再資源化 廃棄物の処理・処分の円滑化 		
温室効果ガス		建設機械の稼働、資 材及び機械の運搬に 用いる車両の運行、建 設資材の使用及び廃 棄物の発生	 低炭素型建設機械の選定 高負荷運転の抑制 工事規模に合わせた建設機械の設定 建設機械の点検・整備による性能維持 資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化 工事従事者への講習・指導 副産物の分別・再資源化 		
		鉄道施設(駅、車両基 地、換気施設)の供用	 ① 省エネルギー型製品の導入 ② 温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理 ③ 設備機器の点検・整備による性能維持 ④ 鉄道施設(車両基地)の緑化・植栽 ⑤ 廃棄物の分別・再資源化 ⑥ 廃棄物の処理・処分の円滑化 		



 ${\Bbb C}$ Central Japan Railway Company. All Rights reserved.